



平成18年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社リヒトラブ  
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 経 久  
(コード番号 7975 大証・名証第2部)  
問 合 せ 先 責任者 取締役経理部長 大 内 高 明  
(TEL. 06 - 6946 - 2525)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月14日開催の取締役会において、平成18年5月25日開催予定の第58期定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 公告の方法

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、周知性の向上及び合理化を図るため、変更案第5条に電子公告を採用することとし、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

##### (2) 取締役任期の短縮

経営環境の変化に早期に対応可能な機動性のある経営体制の構築を図るため、変更案第22条にて、現行2年の取締役任期を1年に短縮するものであります。

##### (3) 会社法施行にともなう変更

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。

新たに導入される招集通知参考書類等のインターネット開示制度(変更案第17条)、取締役会の決議の省略(変更案第26条)、取締役会決議による剰余金の配当制度(変更案第37条)を採用し、また単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限する規定(変更案第9条)、株主総会招集地にかかる規定(変更案第14条)、議決権代理行使における代理人の員数制限規定(変更案第19条)を設置するものであります。

「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項についても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。

その他、旧商法上の条文・用語を会社法の相当条文・用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正及び条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年5月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年5月25日(木曜日)

以上

別紙

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第一章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社リヒトラブと称し、英文では LIHIT LAB., INC. と表示する。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 事務用品の製造販売</p> <p>2. 不動産の売買、賃貸、管理ならびに仲介</p> <p>3. 前各項に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 事務用品の製造販売</p> <p>(2) 不動産の売買、賃貸、管理ならびに仲介</p> <p>(3) 前各項に付帯する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、大阪市ならびに東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第二章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、4,000万株とする。</p> <p>(第 2 項を新設)</p>	<p>第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。</p> <p>2 当社は <u>1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の <u>単元株式数</u>は、1,000 株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利の制限</u>)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第 10 条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>買増しを請求することができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>条文変更の上、変更案第 12 条へ移設</u>)</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および届出の受</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

<p>理等株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取扱</u> <u>せ、</u>当会社においてはこれを取扱わない。</p>	
<p>(現行定款第9条から移設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定め</u> <u>る株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日) 第11条 当会社は、毎年2月末日最終の株主名簿および実 質株主名簿に記載または記録された株主または登録 質権者をもって、その決算期に関する定時株主総会に おいて権利を行使すべき株主または質権者とする。 2 前項のほか、定款に別段の定めがある場合を除 き、必要あるときは、<u>取締役会の決議により、あら</u> <u>かじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第三章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年3月1日から3ヶ</u> <u>月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時こ</u> <u>れを招集する。</u> 2 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき、取締役社</u> <u>長がこれを招集する。</u> ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ</u> <u>取締役会において定めた順序により、他の取締役</u> <u>がこれを招集する。</u></p>	<p>第三章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年5月にこれを招集</u> <u>し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招</u> <u>集する。</u> (条文変更の上、変更案第16条へ移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集地) 第14条 当会社の株主総会は、<u>大阪市内で開催する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年</u> <u>2月末日とする。</u></p>
<p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。</u> ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ</u> <u>取締役会において定めた順序により、他の取締役</u> <u>がこれにあたる。</u></p>	<p>(条文変更の上、変更案第16条へ移設)</p>
<p>(現行定款第12条・第13条から移設)</p>	<p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長と</u> <u>なる。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会におい</u> <u>てあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株</u></p>

	<u>主総会を招集し、議長となる。</u>
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをなす。 2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをなす。	(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第15条 当社の株主は、当社の議決権を行使し得る株主を代理人として議決権を行使することができる。  ただし、本人または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。 (条文変更の上、第2項を新設)	(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領および結果についてはこれを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。	(削除)
第四章 取締役および監査役  (取締役および監査役の員数) 第17条 当社の取締役は15名以内、監査役は4名以内とする。	第四章 取締役および取締役会 (監査役に関する規定は変更案第五章へ規定)  (員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。
(取締役および監査役の選任) 第18条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。 2 取締役および監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決	(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

<p>権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の、最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</p> <p>3 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (条文変更の上、変更案第31条へ移設)</p>
<p>(役付取締役、代表取締役および常勤監査役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>3 常勤監査役は、監査役の互選をもって定める。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (条文変更の上、変更案第32条へ移設)</p>
<p>(取締役と監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金と監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ区分して株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(条文変更の上、変更案第28条・変更案第35条へ移設)</p>
<p>第五章 取締役会および監査役会</p> <p>(取締役会および監査役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (条文変更の上、第2項を新設)</p> <p>2 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を發する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対して通知を發する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(第四章・第五章に区分変更)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (条文変更の上、変更案第25条へ移設)</p> <p>(条文変更の上、変更案第33条へ移設)</p>

<p>(取締役会の議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u>  <u>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(条文変更の上、変更案第24条へ移設)</p>
<p>(現行定款第22条第2項から移設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会および監査役会の運営)</p> <p>第24条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>2 <u>当社の監査役会に関する事項は、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(条文変更の上、変更案第27条へ移設)</p> <p>(条文変更の上、変更案第34条へ移設)</p>
<p>(取締役会および監査役会の決議の方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>2 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会および監査役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領および結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>2 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領および結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印し、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(現行定款第24条第1項から移設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>

(現行定款第21条から移設)	(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等という。」)は、株主総会の決議をもって定める。</u>
(現行定款第四章・第五章から移設)  (現行定款第17条から移設)	第五章 <u>監査役および監査役会</u>  (員数) 第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>
(現行定款第18条第1項・第2項から移設)	(選任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(現行定款第19条第1項・第3項から移設)	(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(現行定款第20条第3項から移設)	(常勤の監査役) 第32条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u>
(現行定款第22条第3項から移設)  (新設)	(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。</u>
(現行定款第24条第2項から移設)	(監査役会規則) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
(現行定款第21条から移設)	(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>
第六章 計 算  (事業年度) 第27条 <u>当会社の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</u>	第六章 計 算  (事業年度) 第36条 <u>当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日まで1年とする。</u>



<p>(利益処分の方法)</p> <p><u>第28条</u> 当社の毎事業年度の利益金は、法令の定めるところにより、株主総会の承認を得て処分する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第29条</u> (新設)</p> <p><u>利益配当金は、毎年2月末日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>ただし、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>なお、未払配当金には、利息を付さないものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p><u>2 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>3 当社は、会社法第459条第1項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p> <p>(条文変更の上、変更案第39条へ移設)</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p><u>ただし、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>なお、未払配当金には、利息を付さないものとする。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(変更案第39条へ移設)</p>
<p>(現行定款第29条・第30条 ただし書きから移設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> <u>配当金(中間配当金を含む。)が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2 未払の配当金には、利息をつけない。</u></p>

以上